

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則をここに公布する。

平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第6号

熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号。以下「任期付職員条例」という。)第4条第2項及び第4項並びに第9条の規定に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第2条 任命権者は、任期付職員条例第2条各項の規定に基づき、選考により、任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要とされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

2 人事委員会は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第3項の承認に当たっては、任期を定めた採用の公正を確保するため特に必要があると認めるときは、行政運営に関し優れた識見を有する者の意見を聴くものとする。

(特定任期付職員の号給の決定)

第3条 特定任期付職員(任期付職員条例第4条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の任期付職員条例第4条第1項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

(特定任期付職員業績手当)

第4条 任期付職員条例第4条第4項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項又は第3項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の熊本県職員の期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する規則(昭和38年熊本県人事委員会規則第24号)第14条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(任期付職員条例第2条第2項の任期付職員の給料月額の決定の特例)

第6条 任命権者は、任期付職員条例第2条第2項の規定により任期を定めて職員を採用する場合において、当該職員の専門的な知識経験の度及び部内の他の職員との均衡を考慮して特に必要があると認められるときは、熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年熊本県人事委員会規則第6号)第8条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。